

## 誹謗中傷・非難・批判



掲示板・ブログ・SNSなどで他人を陥れる誹謗中傷がよく問題となっています。高校でもいじめ行為として取り上げられています。直接に対面せずに言葉を発信でき、匿名性があると勘違いし、過激な言葉を安易にネット上に書き込んでしまうことが多いようです。では、何が誹謗中傷にあたるのでしょうか。よく似た言葉で「非難」「批判」との違いから考えてみましょう。

さて、誹謗中傷は一つの言葉になっていますが、誹謗、中傷それぞれに若干の意味の違いがあります。

「誹謗」は、根拠のあるなしにかかわらず、悪口で他人を誹り、名誉を汚し、貶めること。  
「中傷」は、根拠のない嫌がらせや悪口のこと。

フリー画像

「批判」とは人や物事の誤った箇所や悪い部分を、「根拠を示しながら論理的に指摘」し、改善を求めることです。この「根拠を示しながら論理的に指摘」の部分が誹謗中傷とは大きく違う点です。相手の過失や欠点、悪い点をあげて、感情的に責めたり馬鹿にしたりすれば、それは批判ではなく「非難」となります。

批判をする際に大切にしなければいけないことは、なにより理性的な態度と相手を尊重することです。しかし、「批判」が段々と感情的になり、責める感じになってくると「非難」となります。さらに感情的で根拠もなく責め立てれば「誹謗中傷」となります。

インターネット上での誹謗中傷は「誰が」言っているのかがまずわからない「匿名性」が問題となります。例えば選挙で他の政党の候補者に対して相手の悪いところを指摘しながら攻撃し合う場面を見かけますが、**※1 明確に判断する人々、つまり不特定多数の有権者が目の前に行われる**場合は、許される部分もあるのかもしれませんが、匿名による誹謗中傷は、誰が言っているのかを突き止めるだけで言われた側には大きな負担がかかります。その上、「それは違う」という反論も事実上許されない状況になります。尾ひれがついた噂話はどんどん無制限に拡散していき、それが事実として世の中に一人歩きを始めることにもなります。もしそういう事態になれば、もはや誰にも助けを求められず、さらに誰も責任を取らないという状況となります。選挙ならば落選という大きな負を候補者は背負いますが、インターネット上の誹謗中傷はいい加減な噂話に過ぎないことが事実となり、当たり前となって、長い時間事実として流布されることとなります。そして、場合によって、刑事告訴・民事訴訟となるケースも少なくありません。

### 誹謗中傷の法的扱い

誹謗中傷は、それ自体で法律を犯したことはありません。しかし、**名誉毀損罪・侮辱罪・プライバシー侵害**といった行為と判断されることとなります。

#### 【名誉毀損罪】刑法 230 条

「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者はその事実の有無にかかわらず 3 年以下の懲役若しくは禁錮または 50 万円以下の罰金に処する」

名誉毀損罪とは不特定多数の人が認識出来る場所で他人の社会的評価を損なったり、損なう可能性のある具体的な事柄を文章や口頭で示すことによって成立する罪であり、その罪に対しては懲役か罰金が下されます。**※1：公職の候補者に関する事実に係る場合、真実であることの証明があったときは罰しないこととされている。**

名誉毀損：事実を摘示することによって相手の社会的評価を低下させること。

- 虚偽の事実を提示して相手をおとしめる行為
- 事実を提示して相手をおとしめる行為

例：「〇〇は犯罪者だ」「〇〇は不正をして成績をあげている」など

名誉毀損の相手方をおとしめる「事実」の書き込みは、その内容が真実であっても問題になります。たとえば、「あいつは前科者だ」とネット掲示板に書き込んだ場合、それが**事実であっても名誉毀損が成立する可能性があります。**

真実の書き込みなら問題ないだろうと思いがちですが、名誉毀損行為は、それが相手の社会的評価を低下させるものである限り、内容が真実であるかどうかは基本的に問題にはなりません。ただし、**人の名誉を毀損＝人の社会的評価を低下させる**”ものかどうかについては、問題になります。人の社会的評価を低下させるかどうかについては、客観的に判断されるものです。

相手が特定されていない書き込みについて、「この書き込みは自分のことだと思う」などと思込みによっては名誉毀損にならず、「ぼくとあの人とは仲が良くないです」と書かれていたことを不快に感じたとしても、それだけで名誉毀損にはなりません。つまり、単に自尊心を傷つけられたというだけでは、名誉毀損罪に問うことは難しいようです。

#### [名誉毀損罪における免責]

書き込み内容や発言等が公共の利害に関する事実にかかるものであって、書き込みの目的が専ら公益目的であり、かつ真実性の立証があった場合には、例外的に名誉毀損が成立しないとされる（刑法 230 条の 2）。たとえば、対象者が政治家や有名人などであり、書き込みの目的が公益目的であった場合などには、その内容が真実であれば名誉毀損罪が成立しない可能性があります。

■名誉毀損罪の構成要件に該当する場合でも、次の 3 つの条件をすべて満たす場合は免責されます。

- ・公共の利害に関する事実にかかわるものであること。
- ・公益を図る目的があること。
- ・真実であると証明されるか、真実であると信ずるについて相当の理由があること。

※名誉毀損罪は親告罪で時効 3 年です。名誉毀損によって相手を逮捕してもらうためには、被害届ではなく告訴状を提出します。時効が成立して刑事告訴ができなくても、民事裁判による損害賠償はできます（加害者を知った時から 3 年間か不法行為の時から 20 年間のいずれか早いほうの成立）。

**注：**ネット上の誹謗中傷でよく問題になる名誉毀損罪も親告罪なので、名誉毀損によって相手を逮捕してもらうためには、被害届ではなく告訴状を提出する必要があります。



フリー画像

#### 【侮辱罪】刑法 231 条

「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱したものは拘留または科料に処する」拘留または科料の制裁が科される。

名誉毀損罪と侮辱罪との違いは、名誉毀損が事実の摘示であることに対し、侮辱罪では事実を摘示しないという点です。例えば、相手をむやみに汚い言葉で罵倒する行為で、

「あいつは馬鹿だ」「あいつは変な顔をしている」「あいつは臭い」「〇〇は嘘つきだ」など

子供のうちはこのような言葉を使うこともあるでしょうが、このまま改善できずに大人になると、インターネット上で侮辱行為を行い、犯罪になることもあります。

#### 【プライバシーの侵害】民法 709 条

プライバシーの侵害は刑法で罰する規定はありません。しかし、民事的責任はあります。不法行為が成立した場合は、損害賠償責任を負うことになります。

プライバシーの侵害の場合には、投稿する内容が真実であっても法的責任が発生します。むしろ、真実である方が、情報を公開された被害者にとってはダメージが大きくなってしまいます。そして、プライバシーの侵害行為を行うと、被害者から慰謝料請求をされ、支払をしないしていると、民事訴訟を起こされて裁判所から支払い命令の判決を出されてしまうおそれもあります。インターネット上に他人の個人情報を公開するのは、プライバシー保護法に違反します。あっという間に広がってしまい、なりすましや詐欺などの被害を受けてしまうこともあります。

#### ■プライバシーの侵害と名誉毀損との違い

プライバシーの侵害と同様大きな問題になりますが、名誉毀損の場合、事実無根であることを証明すれば、名誉が回復しますが、プライバシーの侵害の場合、真実が一度ネットにさらされてしまい拡散され、名誉の回復は難しく被害は残ってしまいます。そして、加害責任も当然、重くなってきます。

#### ■イニシャル・伏せ字での書き込みの名誉毀損

イニシャルや伏せ字などによって書き込みが行われた場合でも、それを見たら自分のことだとわかるので、名誉毀損な行為ではないかと考えられるケースがあります。いわゆるイニシャルトークや伏せ字トークが行われた場合の問題です。

名誉毀損や侮辱罪、プライバシー権侵害や業務妨害などが起こるかどうかはその書き込みを客観的に判断して、**対象が特定できるかどうか（周囲の人など）**が重要となります。

安易な書き込み・他人の個人情報公開は絶対にしないこと。